

札幌市長 秋元克広 様

2023年11月22日

日本共産党札幌市議会議員団

団長 池田 ゆみ

## 2024年度予算に関する要望書

暖房用燃油をはじめ、食料品や公共料金の値上げが市民生活を直撃し、物価高騰の出口が見えないまま厳冬期を迎えようとしています。

新型コロナウイルス感染症の拡大も、感染者数は一時期よりも少ないものの、感染力は以前と変わらないため、インフルエンザの流行と合わせて、医療や介護の現場では、予断を許さない状況が続いています。

秋元克広市長3期目の本格予算となる令和6年度（2024年度）予算は、こうした社会、経済情勢をふまえて、従来にも増して地方自治法が目的とする、「住民の福祉の増進を図る」ものでなければなりません。

まちづくりの起爆剤と位置付けてきた冬季オリンピック・パラリンピックの「30年招致断念」、34年招致も「絶望的」が報じられ、北海道新幹線札幌延伸についても、建設業界からは、工期の遅延から30年開業は間に合わないとの声が聞かれます。

いずれも資材価格や人件費の高騰、人材不足などが課題とされ、社会経済情勢に応じた、総事業費や工期、費用対効果などが問い直される必要があります。

日本共産党市議団はこれまで、予算の組み替え動議を提出し、こうしたオリ・パラ招致の経費や、北海道新幹線の乗降客数・約17,700人（日）と、その経済波及効果を見込んだ、「30年ありき」のまちづくりに関わる、都心アクセス道路や再開発事業は見直し、市民のくらしや福祉などの予算の拡充を最優先するよう、予算の組替えを求めてきました。

2024年度の予算編成の作業にあたっては、これまでも増してこうした編成方針が求められると考えます。

本市においては、関係者の長年の運動を背景として、子ども医療費助成の対象年齢を拡充されましたが、今回、予算要望をさせていただく139項目については、市民から党所属議員に寄せられた切実なものであり、予算に反映していただけるよう要望するものです。

## (1) 危機管理対策室

- 1 地域の多様な人材と連携を図りながら訓練等をおこなうこと。
  - ・ 避難所の訓練などで、防災拠点倉庫に保管している備蓄物資が、速やかに避難所に届くかを検証し、必要な改善をおこなうこと。
  - ・ ウイルス感染など避難所での判断が複雑になるため、現場で判断指示できる職員の育成に努めること。
  - ・ 避難所に冷暖房を整備し良好な生活環境の確保に努めること。
  - ・ 避難所の備蓄物資のさらなる充実とともに、災害備蓄の適切な管理に努めること。
- 2 様々な理由で発生する避難所以外の在宅避難者等の、安否確認、ニーズの把握、生活支援をおこなうこと。
  - ・ 地域と連携し、災害時、ネットでの情報を享受できないネット難民にも、情報が速やかに届く対策を構築すること。
  - ・ 大雪、豪雨や猛暑など自然災害に備える十分な予算をつけること。
- 3 泊原発は再稼働せず、早急に廃炉の決断をするよう原子力規制委員会に意見をあげる
- 4 国は、丘珠駐屯地や札幌駐屯地などを土地利用規制法に基づき注視区域指定候補としました。市民生活に影響を及ぼすことが懸念されることから市民への説明責任を果たすこと。

## (2) 総務局

- 1 市職員は、継続性・専門性が求められており、市民千人当たりの職員数が政令市中3番目に少ない本市として、コロナ禍など災害・非常時で迅速に対応できなかったことを教訓として、正職員を増やすこと。
- 2 資格免許などをもった専門職の会計年度任用職員については、公務で働く労働者の生活保障や経験の蓄積を通じた行政サービスの質の保証の観点から、継続して雇用できるようにすること。
- 3 障害者雇用促進法に基づき、精神・知的障がい者の雇用も計画的に増やすこと。また、障害者差別解消法の理念に基づいた労働環境整備をすすめること。
- 4 指定管理者制度については、賃金水準スライドが導入される予定ですが、雇用の安定が図られるよう検証をし、直営も含めて検討すること。

- 5 スマートシティ及びデジタルガバメント推進の基盤となるマイナンバーの交付体制強化のための事業や体制は見直すこと。
- 6 改正個人情報保護法施行後も、個人情報の自己決定権や保護、プライバシー権を保障する市の条例、ガイドラインを作成すること。
- 7 行政手続きのデジタル化については、デジタルデバインド対策を進めるとともに市民の多様なニーズに答えるため、対面での窓口サービスの維持、向上を図ること。
- 8 氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民基本台帳の名簿を本人や家族の同意なく、電子、紙媒体などによる自衛隊への提供は中止すること。

### (3) まちづくり政策局

- 1 都心アクセス道路事業については、社会資本整備審議会において妥当と判断した当時と比べコロナ禍、資材の高騰など社会情勢が変化しており、事業の見直しを国へ求めること。
- 2 北海道新幹線トンネル対策土の環境破壊や健康被害への懸念が払しょくされないもとで工事の続行は許されず、2030年度開業ありきの工事をいったん凍結し、見直しを視野に市民的議論をおこなうこと。
- 3 新幹線駅舎は、JR 北海道の意向により、創成川以東に整備することになったものであり、東改札口などの整備については、事業主体の国・鉄道運輸機構と整備の負担について協議すること。
- 4 民間再開発において、容積率の規制緩和で高層建築物を許容することは、都心部のみどりや歴史的建造物を高層建築物の間に埋没させることになるため、現状より高い建築物にしない方針をもつこと。
- 5 30年冬季五輪招致断念、34年招致が絶望的とされ、オリンピックを起爆剤としたまちづくりの抜本的な見直しが求められています。官民と問わず、補助金が伴う再開発では、公共性の観点から事業計画をチェックすること。社会経済情勢の変化に応じて、規模の縮小を含めた見直しを提案すること。
- 6 路面電車は、人と環境にやさしく来訪者にもわかりやすいこと、定時性が確保されやすく

環境にやさしい交通機関であることから、J R札幌駅、苗穂駅、桑園駅へつながる検討を引き続きおこなうこと。

- 7 路面電車の定時性確保のため、南1条西4丁目から西8丁目までの区間については、積極的に北海道公安委員会と連携し、車両右折禁止にすること。
- 8 公共交通としての民間バスは、市民の社会生活に欠かせないものであり、本市は市民サービスの向上に責任を持つものである。バス会社と連携し、バスネットワークの維持に努めること。バス停のベンチや上屋など待合環境は市が計画的に整えること。
  - ・ 路線バス維持のため、バス運転手不足の課題については、運転手確保・育成に対する支援を行うとともに、地域公共交通機関を守るよう、国に働きかけること。
- 9 真駒内駅前地域の道警宿舍跡地とともに、道営住宅跡地についても本市が取得し、住居機能整備に取り組むこと。
- 10 丘珠空港の滑走路の延伸は計画段階であるにも関わらず、増便に伴う騒音域の拡大などが、起こっています。滑走路延長は、計画段階においても随時、地域住民の声を反映させること。
- 11 札幌駅周辺の仮設バス乗車場については、最短でも5年間にわたって利用されることから、市民・バス利用者が混乱、不利益等を被らないよう、周知含め、必要な対策を講じること。また、冬期間や悪天候時のバス乗車場利用者が安心・安全にバスを待つことができるようにすること。

#### (4) 財政局

- 1 自衛隊基地交付金は、本来の固定資産税相当額との差額を引き続き国に求めること。
- 2 コロナ患者を受け入れる市立札幌病院は、国からの病床確保料が削減され、経営の困難が予想されることから、財政的な支援をおこなうこと。
- 3 冬季五輪の招致及び開催に伴う財政的な準備の必要性はなくなったことから、オリ・パラ基金のうち、一般財源から積み上げた50億円は一般財源に戻して、優先される暮らしや福祉などへの財源にあてること。

#### (5) 市民文化局

- 1 引き続き、必要な予算を確保し、性的マイノリティに関する理解促進の取り組みを進め

ること。また、札幌市男女共同参画推進条例に性的マイノリティの文言を加える条例改正を行うこと。

- ・ あらゆる暴力を無くす取り組みを強化し、DV被害などに対応する NPO 法人への支援を強めること。
- 2 人権問題に対応する人権課を早期に創設すること。
- ・ 相談窓口を常設すること。ヘイトスピーチ解消法の趣旨に沿って、人権啓発ポスターを、市民の目に入りやすい場所へ張り出し、市のホームページに人権やヘイトスピーチについての啓発のページをつくること。
  - ・ 市民の人権意識を高めるため、意識調査を行い、啓発事業に生かすこと。
  - ・ 取り組みを強化する上で、差別防止対策協議会を設置するとともに、条例制定を検討すること。
- 3 平和訪問団について、引き続き高校生を対象とすること
- ・ 北海道被爆者協会は被爆体験の語り部など、平和教育にとって大切な存在であり、活動が持続可能となるように財政も含めた支援を検討すること
  - ・ 平和首長会議に参加する札幌市長として、日本の核兵器禁止条約の署名・批准及び核兵器禁止条約国会議への日本のオブザーバー参加を求めること。
- 4 ひきつづき、アイヌの生活支援に取り組むこと。アイヌ女性の「複合差別」の実態を調査し、相談窓口を周知すること。また、学校においてアイヌの言語、文化・歴史を教える体制と水準を強化し、児童生徒の年齢に応じた学ぶ機会を広げること。活動の拠点である札幌市共同利用館の建替えについては、アイヌ協会との協議を行い、具体化をすすめること。後継施設建設までの間、現利用館の修繕を行うこと。
- 5 コロナ禍が続く、物価高騰やインボイスで疲弊する文化・芸術団体の影響をつかみ、支援を検討すること。また、低料金や開催の補助のある文化芸術鑑賞促進事業を継続し拡大すること。
- ・ 引き続き子どもの文化体験事業の対象年齢や学年を広げ、より多くの年齢の子どもたちが参加できるようにすること。
- 6 利用者の要望や地域ニーズによりそい、公共施設の wi-fi 設置を進めること。

## (6) スポーツ局

- 1 冬季オリ・パラを 2034 年以降に招致する場合、まず住民投票による市民の意向確認を行い、多くの賛同を得たことを明らかにした後に進むこと。招致への理解促進や招致推

進に関わる予算を組まないこと。

- 2 市民が身近で気軽にスポーツに親しめるよう、スポーツ施設を増設すること。
  - ・ 月寒体育館は現在の場所で更新すること
- 3 スキー学習のバス料金は、保護者負担が重いことから、学習環境の一環として予算化し、保護者負担の軽減を図ること
- 4 宮の森ノーマルヒルジャンプ台と大倉山のラージヒルジャンプ台をそれぞれの場所で国際大会基準にあわせた改修を行うこと。大倉山の樹木を伐採しないこと。
- 5 スキークーポン券は、回数や利用できるスキー場を増やし、中学生も利用できるよう拡充すること。

#### (7) 保健福祉局

- 1 クラスターなどによる医療崩壊を防ぐため、医療、介護、福祉施設など、希望する施設のスクリーニング検査を実施すること。
  - ・ 市民が無料で受けられるPCR検査や抗原検査キットの無償配布を行うこと。
- 2 医療・介護・保育など、人と接することが避けられない仕事の従事者にインフルエンザワクチンとコロナワクチンの接種費用を助成すること。
- 3 保健センターの公衆衛生機能強化を図ること。また、保健所の機能と職員体制を充実させ、保健所の増設に向けて検討をすすめること。
- 4 衛生研究所は、特殊で高度化する検査に対応する知識と技術の習得、経験の蓄積と研究・研修が十分に行える体制と新興、再興感染症に備えること。また、老朽化、狭あい化対策をおこなうこと。
- 5 クラスターの発生などで経営が悪化する医療機関、介護事業所への財政支援をおこなうこと。
- 6 病床数を削減する「地域医療構想」の撤回と医師や看護師の定員増を国に求めること。
- 7 インフルエンザには、「流行入り」「注意報」「警報」など、市民が適切な行動がとれるよう発信基準があります。コロナ感染症においても、本市独自基準などをつくり、発信

すること

- 8 国民健康保険について、保険料を引き下げること。
  - ・ 引き続き資格証、短期証の発行は行わないこと。
  - ・ 子育て施策として、18歳以下の子どものいる世帯の均等割額を全額免除すること。
  - ・ 医療費の一部負担金減免制度は、周知を徹底し、対象を狭めないこと。また、滞納があっても適用すること。
- 9 無料低額診療制度は、利用状況を調査し、国の制度改定を待たず、本市独自で薬局にも適用させること。
- 10 子どもの医療費助成制度の所得制限と初診料の一部負担を撤廃し、無償にすること。
- 11 特定健診の付加検診は心電図や血液検査などの項目を充実させ、無料とすること。
  - ・ 各種検診・健診の受診率を高めること
  - ・ 乳がん検診の対象年齢を拡大し、毎年受けられるようにすること。
  - ・ がん患者の医療用ウィッグの補助や本市独自に40歳未満の在宅がん患者支援を行うこと。
  - ・ 産後の一か月検診の費用を、本市が助成し、母子ともに無料で受けられるようにすること。
- 12 介護保険料の軽減を図り、必要なサービスを受けられるようにすること。そのために、保険料の保険料段階設定をさらに増やすなど、保険料の負担軽減を図ること。介護保険料滞納者への給付制限は行わないこと。
- 13 介護サービスを利用できない市民を出さぬよう、介護事業所の人材不足解消と待遇改善に向けた支援をおこなうこと。
- 14 総合事業において、利用状況と運営状況について実態調査を行うこと。経営安定と、利用者へのサービス維持のための報酬単価の上乗せや加算を行うよう、国に求めるとともに、本市独自の加算も検討を行うこと。
- 15 特養ホームの増設を促進し待機者をなくすこと。
  - ・ 低所得者も入居できるよう軽費老人ホームの整備計画やサ高住の家賃助成を検討すること。

- 16 29人以下の小規模施設事業所の地域医療介護総合確保基金の補助対象を拡大すること。
- 17 市営住宅において看護・介護・障がい者支援事業所と連携した目的外使用について周知し、拡充すること。
- 18 障がい者相談支援事業所の相談件数が年々増え、内容も複雑化していることから、速やかに対応できるよう引き続き相談員を増員すること。
- 19 精神障がい者の運賃割引については、バス及びJ Rの割引についても事業者と協議をすすめる必要な支援策を検討すること。
- 20 手話通訳者や要約筆記者の方など、意思疎通支援者が専門家として生活の見通しを持ちながらこれらの仕事に専念できる収入を保障すること。
  - ・ 市有施設や交通機関で点字の普及をさらにすすめること。手話通訳者の配置をすすめること。
- 21 加齢性難聴の実態調査を行い補聴器購入助成を行うこと。
  - ・ 市有施設の磁気ループシステムを活用できるよう、利用方法など、市民へ周知すること。
- 22 敬老バスの現在のサービス水準を維持するとともに、J Rやタクシーでも利用できるよう制度を改善すること。
- 23 地域活動支援センターの運営要綱を見直し、センターの実態に見合った補助額へ引き上げること。
- 24 2022年に札幌市が上乗せ給付した低所得世帯への給付金は市民に大変喜ばれました。本市独自に、暖房費の一部補助を実施すること。
- 25 生活保護制度の周知ポスターを増やし、地下鉄駅などに張り出すこと。また、生活保護申請時の民生委員への意見書の依頼と、親族への扶養照会をやめること。
  - ・ エアコン、ストーブの購入について、家具什器費の支給要件を実態に照らし、利用しやすくすること。
  - ・ 冬季加算の特別基準について、積極的に周知し、認定をすすめること。
- 26 ケースワーカー(CW)の過度な負担とならないよう保護課職員の増員と福祉資格者の



割合を増やすこと。

- ・生活保護利用者が知らないために、要件があっても申請に至らない制度もあることから、必要な支援をうけられるようケースワーカーが考える視点を、職員研修や実践で取り入れること。
  - ・経験の浅いCWの支援や相談がしやすい体制、環境を整備すること。
- 27 障がい者の日常生活用具について当事者から要望を聞き、給付対象を広げること。暗所視支援眼鏡を項目に加えること。

## (8) 子ども未来局

- 1 引き続き、保育所や学童保育、その他児童福祉施設へのコロナ感染防止補助を行うこと。
  - ・保育所で職員や保護者が検査できるようPCR検査キット、抗原検査キットを備えること。
- 2 児童福祉司と児童心理司を増員し、専門性や経験の蓄積を重視した人事配置とすること。
- 3 第二児童相談所整備においては、余裕ある定数とすること。
- 4 保育所の副食食材費は完全無償化とすること。
- 5 保育士の就労継続支援事業を拡充し、処遇改善を図ること。
- 6 待機児童の解消は、子どもの発達を促し補償する観点で、認可保育所の増設・整備を基本的に取組むこと。高架下やビルなどに保育所を設置しないこと。園庭に対する規制緩和を是正すること。
- 7 保育所に延長保育の乳児加算を実施すること。また、一時保育の補助金（ゼロ歳児単価および障がい児単価）の引き上げを行うこと。生活保護法による被保護世帯および市民税非課税世帯からの延長保育料を徴収しないこと。
- 8 民間学童保育について
  - ・指導員の処遇改善をさらに引き上げること。
  - ・民間学童保育の運営費の更なる引き上げを行い、保護者負担の軽減を進めること。
  - ・家賃の補助基準は、20年以上同額であることから、実態に見合った補助額や仕組みに

改善すること。

- ・ 生活保護世帯、低所得世帯、多子世帯への保育料減免制度を見直し、拡充すること。
- ・ 小規模支援加算を拡充すること。

9 ミニ児童会館、学童保育等へのAEDを設置すること。

10 母子生活支援施設は減らさないこと。老朽化している施設は、引き続きの改築を早期にすすめること。

### (9) 経済観光局

1 札幌市鳥獣被害防止計画は被害の実態に見合った体制と対策を確保すること。

2 老朽化が進むすすきのゼロ番地ビルの今後のあり方について、市が積極的に関与して、問題の早期解決を図ること。

3 企業立地推進費は、補助額の上限を引き上げ、オフィス賃貸料も対象にする等、予算を増額している。しかし、対象企業の雇用者数は、計画ベースでしかわからない。継続的な調査を行い、本市の雇用、経済への影響を可視化すべき。

4 農・畜産業に欠かせない肥料や飼料などの生産資材高騰に対する独自の支援を行うこと。

5 10月に施行されたインボイス制度は、事業者間の取引で、独禁法違反の恐れがあり、公正取引委員会は、全国で30件以上、注意している。本市にも多いフリーランスが取引から切られる懸念は続いている。調査を行い実態を把握すること。

6 小規模事業者の多くは、営業と生活が混在化して生業を営むため、既存の融資制度とは別に少額・短期返済の無担保・無利子の緊急融資制度をつくり、持続的経営の支援を行うこと。また、物価高騰等緊急支援金を創設すること。

7 地域の事業者などの販売促進のため、各種支援事業予算は大幅に拡充すること。また、実施した各種の支援事業の効果と課題を検討し、更なる事業に活かすこと。

### (10) 環境局

1 生ごみ堆肥化器材の、購入費助成などの予算を増やし、生ごみ減量・資源化の数値目標を引きあげること。

- ・ 市民の分別協力率がビン、カンより低く推移している容器包装プラスチック、雑がみについては引き上げる対策を講じること。
- 2 さわやか収集の利用対象要件である客観的判断は、必要とする人が利用できるような見直しこと。
  - 3 家庭ごみ有料化の目的であるごみ減量リサイクルは、順調に進んでおり、指定ごみ袋の価格を引き下げること。
    - ・ 指定ゴミ袋引換券の減免制度の対象世帯について実態を確認し、十分な配布とすること。また、生活保護、非課税世帯に対象を広げること。
  - 4 学校施設、冷房設備においては、各学校における再エネの促進で電力を賄えるよう計画を作成すること。
  - 5 CO<sub>2</sub>削減目標を確実に達成させるため、省エネの徹底と市有施設の新設・改築に合わせたZEB化を推進すること。地域の特性に合わせた小規模共同型の再生可能エネルギーを広げるための検討を行い具体的にすすめること。
  - 6 アスベスト含有の市有施設について、除去が必要と判断された場合の対策とせず、優先順位をつけ、順次改修する計画をもつこと。
  - 7 ヒグマの侵入抑制緑地管理ボランティアの活動実態、要望を把握、必要な用具の貸し出しや保険加入などを検討すること。
    - ・ ヒグマ対策においては、専門職員を養成し、体制強化を図ること。
    - ・ 本市でのヒグマ目撃件数は、10年間で最も多くなっている。ヒグマ基本計画2023に基づき、早急な取組が求められることから、専門職員の確保と育成に努め、体制強化を図るための予算を確保すること。

## (11)建設局

- 1 生活道路整備を促進するための予算を増額すること。
- 2 生活道路の除雪は、道路幅を確保し、圧雪厚を幹線道路並みとすること。また、住民・町内会負担がともなうパートナーシップ排雪制度は廃止し、全ての生活道路の排雪を市が行うこと。
- 3 除雪事業者を確保するために、技能訓練や講習の機会を充分とり、免許取得の補助額、

待機補償料率をさらに引き上げること。

- ・ オペレーターと除雪従事者の労働や賃金実態を把握し、施策が実態とみあっているか、検証しながら進めるよう努めること。
- 4 利用者の多い公園のトイレに、トイレトーパー、ベビーチェア、おむつ交換台を公園の更新時を待たずに設置すること。
  - 5 オストメイトトイレは、公園の新築や更新にあわせて設置するとともに、利用度の高い公園にも計画的に増設すること。また、街区公園の整備の際にトイレをなくさないこと。あわせて、洋式トイレの設置もすすめること。
  - 6 安全性を重視し、都心部の自転車走行帯を設置するとともに、都心部以外の地域についても検討すること。
  - 7 JR や地下鉄駅周辺の自転車駐輪場の整備を進めること。
  - 8 経年劣化している点字ブロックの補修を早急に行うこと。
  - 9 森林整備に、自伐型林業の活用を進めること。また、補助制度は実態に合わせて拡充すること。
  - 10 老朽化した藻岩山スキー場の北斜面ロッジは新設整備すること。また、ゲレンデから駐車場までの通路の安全対策を引き続き強化すること。
  - 11 みどりの保全を図るため、緑地拡大を促進させること。

## (12) 下水道河川局

- 1 集中豪雨・ゲリラ豪雨が増えていることを踏まえ、浸水対策を急ぎ、雨水貯留施設、雨水浸透設備を増やすこと。
- 2 住宅地にある雨水貯留池についての維持・管理は生活環境に配慮すること。また、地域要望がある場合は、建設局と連携して、市民が利用できる施設運用の検討を促進すること。
- 3 護岸の整備など洪水対策を強化すること。また、河川環境整備は地域と共同し、進めるよう努めること。

- 4 CO2削減策として下水道熱の普及促進を強化すること。

### (13) 都市局

- 1 市営住宅の応募率は依然と高く、管理総戸数を増やすこと。また、障がい者向け住戸を実態に合わせて増やすこと。外断熱改修を促進すること。
- 2 市営住宅入居者の収入が減った場合、1か月でも減免できる家賃減免制度の周知を徹底し、制度を縮小しないこと。市営住宅に応募しても入れない市民への家賃補助を検討すること。
- 3 高齢者向け優良賃貸住宅の家賃補助について、20年を期限とされているが、国交省によると、制度上、補助はさらに20年延長できるとされていることから、20年で期限とせず延長すること。
- 4 高齢化率の高い市営住宅では、オイルサーバーの設置を検討すること。また、団地内の除雪や草刈りの負担が増えていることから、除雪の助成制度の拡充と草刈りについて支援すること。
- 5 CO2を削減するために、住宅エコ・リフォーム補助制度をさらに拡充すること。高断熱・高气密住宅の普及・促進を図ること。
- 6 マンション入居者の高齢化に対応し、マンションの管理実態を把握して共用部分のバリアフリー化に助成制度を設けること等、支援策を具体化すること。
- 7 民間施設でのアスベストを含有する煙突用断熱の劣化状態を調査すること。民間建築物アスベスト対策については、レベル1～3全ての実態を把握し、アスベストが飛散しないよう除去等の対策を実施すること。該当する民間建築物所有者を直接訪問し、除去等の補助制度を周知して活用を促進すること。

### (14) 交通局

- 1 市電乗車料値上げはおこなわないこと

### (15) 水道局

- 1 CO2削減の観点から、さらに水力発電・小水力発電の導入をすすめること。

- 2 配水管の耐震化率が3割と低いことから、医療機関や学校等、災害時重要施設に向かう配水管の耐震化整備を急ぐこと。また、配水幹線や配水枝線の更新期間を早めること。
  - ・ 経費節減と長寿命化を図るため、配水用ポリエチレンパイプの普及促進を図ること。
- 3 マンション等の給水装置の特性と停電時でも使用可能な給水設備について、今後も様々な媒体を利用して広く市民に周知すること。また、マンションを新築する際には、停電時でも使用可能な給水設備とするよう促すこと。

## (16)教育委員会

- 1 ALTは直接雇用にすること。
- 2 35人以下学級は国の計画より先行して実施すること。対象は小学校だけでなく中学校でも拡大すること。
- 3 学校給食の値上げはしないこと。また、無償化について検討し、保護者負担を段階的に軽減し、無償化へ踏み出すこと。
- 4 就学援助制度の学用品費は、後払いとなっている支給を前払いとし、利用者の実態に合わせること。
- 5 小学校に専任の図書館司書を配置すること。
- 6 教員の労働環境の改善と定数増を図ること。定数欠員については、正規職員の採用で解消すること。期限付教員が希望する場合、優先して正規採用を行うこと。
- 7 住民合意が不十分なまま、機械的・画一的に学校統廃合や、学校施設・地域コミュニティ施設の再構築はおこなわないこと。
- 8 給付型の特別奨学金や奨学金について、対象を増やすこと。
- 9 スクールカウンセラーの増員をはかり、全ての学校に常駐し、相談環境を向上させること。
- 10 学校施設改修予算を増額すること。すべての教室にエアコンを設置すること。当面、移動式エアコンを設置すること。

- 11 感染予防のための網戸やレバー式蛇口などの器具は全小中学校へ設置すること。
- 12 義務教育児童生徒遠距離通学助成金をフリースクールに通う児童も対象とすること。  
高等学校等生徒通学交通費助成は基準額を見直し負担軽減を図り、助成対象を拡大すること。
- 13 フリースクールの授業料無償化と運営費支援のさらなる拡充を行うこと。
- 14 特別支援教育支援員（学びのサポーター）、介助アシスタントは、必要な配置時間と人員を確保すること。
- 15 北海道と協議して、札幌市立の高等支援学校をさらに設置し、市内の支援学校に通えるようにすること。
  - ・ 全ての中学校に特別支援学級を設置すること。
- 16 「外国人、帰国児童生徒の教育支援事業」の拡充をはかること。指導協力者の待遇改善を行うこと。また、協力者の確保、研修などは市が責任を持って行なうこと。
- 17 豊成及び北翔養護学校の医療的ケア体制の範囲を拡大し、看護師の増員や勤務形態の改善を行うこと。
- 18 スキーリサイクル事業は、回収協力校と協力店を増やすこと。また、リサイクルスキーの引き取り日・回収場所を増やすこと。
- 19 高校生の1人1台タブレット端末は、保護者負担とせず、全生徒へ貸与すること。
- 20 特別支援学級の教員を増員し、負担を軽減すること。
- 21 児童・生徒が自ら申し出ることが難しい場合もあることから、学校女子トイレに生理用品を配置し、トイレトペーパーと同様に必要な時に使えるようにすること。

#### **(17)選挙管理委員会**

- 1 投票率の向上に努力すること。
  - ・ すべての市民が投票しやすいよう、投票所までの距離に配慮し、必要な地域に投票所を増設すること。
  - ・ 計画的に期日前投票所を増設し、期間の延長をすすめること。また、移動式の期日前投

票所を実施検討すること。

- 2 郵便による不在者投票制度の対象者の要件を拡大するよう国に求めること。
- 3 病院や高齢者福祉施設等の入院患者、入所者が施設内において、不在者投票ができるように支援を強化すること。
- 4 期日前を含めたすべての投票所において、ハード・ソフト両面のバリアフリー整備をすすめ、高齢者や障がいのある方など、配慮を必要とする方の投票する権利を保障すること。